

令和 8 年度 食材王国みやぎアンテナコーナー

出品事業者募集要領

主催：宮城県農政部食産業振興課

1. 事業主旨と目的

首都圏をはじめ様々な地域の消費者やバイヤーと県産品の接点を創出し、県産品製造販売事業者の新規顧客獲得及び販路開拓につなげ、事業者の自立的成長に向けた支援を目的とします。既存店舗等に「食材王国みやぎアンテナコーナー」を設置し、商品の陳列・販売を行うにあたり、出品をご希望される事業者を広く募集します。

★本事業の参加メリット・アピールポイント★

今回のアンテナコーナー出店では、事業者様の負担を軽減し、売上・認知度向上を強力に後押しする以下のサポート体制を整えています！

- **人気店舗ならではの集客力**
 - 常設店『日本百貨店しよくひんかん』は、都内有数の来店客数を誇る人気店舗です。インバウンド来店者も多く、商品の認知度を全国・海外へ広げる機会があります。
- **遠方でも安心の運営サポート**
 - 商品の在庫管理、賞味期限の管理は店舗スタッフが責任をもって行います。また、店舗での販売状況などは事務局より定期的にご報告するため、遠方の店舗でも安心してご出品いただけます。
- **バイヤーとの商談サポート**
 - 店舗での販売だけでなく、バイヤーとのオンライン商談も事務局がサポートします。
- **柔軟な商品展開が可能**
 - 期間中も新商品の導入や商品入れ替えのご相談は随時受け付けます。テストマーケティングの場としてもご活用ください。
- **充実した販促イベント**

- 店舗にて試食販売や PR イベント等を定期的で開催し、商品の魅力を直接消費者に届けます。
- オンラインとオフラインを融合した販売手法により、顧客体験の提供や EC サイト誘導を促進します（例：商品 EC サイトの二次元コードを POP や配布カードに記載、工場動画等の紹介）

2. 出品募集概要

本年度は、首都圏の常設店舗に加え、首都圏以外（県内を除く）でのスポット出店（計 3 か所以上）を予定しています。

- **募集期間（第 1 弾）**：令和 8 年 3 月 27 日(金)～ 令和 8 年 4 月 10 日(金)午後 5 時
- **出品料**：無料
※設置場所への商品送料等は出品者様負担となります
- **取引形態**：委託販売形式

＜設置場所および販売期間＞

① 首都圏（常設店舗）

- **店舗**：日本百貨店しよくひんかん（東京都千代田区神田練塀町 8-2 CHABARA 内）
- **期間**：令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで
※期間中、商品入替を実施します
- **募集商品数**：500 商品程度（実数）

② 首都圏以外（スポット出店：計 3 か所以上）

- **店舗**：全国の主要都市における既存店舗等
※詳細は決定次第ご案内します
- **期間**：令和 9 年 3 月 31 日(水)まで（延べ 8 か月間）
- **募集商品数**：300 商品程度（実数）

3. 出品募集要件

次の要件を全て満たす事業者様を対象とします。

1. 宮城県内に事業所を有する法人又は個人であること

2. 宮城県産品の生産、製造又は販売を行っていること
3. 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令に適合していること、及び製造物責任法（PL法）に対応した保険に加入していること

4. 申込手続・選定等

- **申込書類**：別紙の「商品出品申込書」及び「出品希望商品情報シート」
- **申込方法**：下部記載の事務局宛に電子メールにてお申込ください。
- **申込期限**：令和8年4月10日(金) 午後5時
- **選定等**：申込受付後、宮城県及び店舗管理者と協議の上で選定を実施します。選定結果は事務局よりご連絡いたします。

5. その他留意事項

- **販売価格設定について**：店頭での販売価格は、宮城県内での販売価格を基本としつつ、各種条件を勘案の上で設定してください。
 - 日本百貨店しょくひんかんについては店舗手数料 20%を売上金から申し受けます。
- **食品表示等について**：表示内容（原料原産国、賞味期限、アレルギー等）については、出品者様の責任において適正な表示を行ってください。
- **売上金の入金について**：各店舗からの売上金は、事務局を通じて遅滞なく各出品者様へご入金いたします。毎月月末締め、翌々月末払いを予定しております。
- **出品の取消・中止等について**
 - ① 下記一連の損害及び付帯経費は、出品者負担となります。
 - 募集要領等の記載事項及び関連する事項への重大な違反をした場合
 - 未納や大幅な欠品期間の発生等、事務局等へ損害を与えた場合
 - 偽表示関連、異物混入等関連、社会的なモラルに反した行為、公序良俗に反する行為等により営業停止等の行政処分を受けた場合
 - ② 設置期間中において、やむを得ない事情等により、事業実施の継続が困難と判断される場合は、出品を中止する可能性があります。

【お問い合わせ・お申し込み先】

令和8年度食材王国みやぎアンテナコーナー事務局（株式会社みらいワークス）

電子メール：tga@mirai-works.co.jp

電話番号：080-3085-3361（担当：株本）